

令和4年10月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和4年10月11日(火) 午前 9時30分から 10時00分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 万里
農業委員会会長職務代理者 1番 望月 稔

委員 2番 望月 英俊
3番 田村 英俊
4番 高井 修一
5番 谷津倉 寛
6番 笹古 時男
7番 渡邊 武敏
8番 近藤 敏男
9番 鈴木 一孝
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
12番 佐野 隆洋
13番 佐藤 正職
14番 渡邊 哲史
15番 太田 篤子
16番 安藤 公男
18番 後藤 環

4.欠席委員
委員 19番 荻田 丈仁

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 古谷 隆明
統括主幹 深澤 公保
主幹 野村 昌寛
主査 武内 清高
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め18番後藤 環君、2番望月 英俊君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第37号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第56号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計6件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第37号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
鷹岡地区34番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ鷹岡地区34番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は主要地方道富士裾野線沿いのJAふじ伊豆富士北支店の西側にある道を北に200mほど行ったところにあります。譲渡人は相続により姉妹で持分二分の一ずつお持ちです。農業経験が無いため申請地は専業農家の方に貸しており、その方に売却の話をしたところ、貸借の方が良いと断られたため、譲受人の一人と同じ町内に住む譲受人に話をしたところ、まとまったため申請を行いたいとのことです。譲受人は専業農家で、40代と若い方です。現地を確認したところ茶畑であり、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 鷹岡地区34番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区34番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に岩松地区35番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ岩松地区35番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は二ヶ所に分かれており、一ヶ所は岩本山の介護施設から南に100mほ

どのところで、もう一ヶ所は岩松中学校から西に400mほどの富士川堤外で、仮称新新富士川橋の工事用地として利用されていた場所です。こちらの場所は橋の工事完了に伴い返却されています。譲渡人は家族でお茶を栽培していましたが、母親の高齢化に伴い耕作が困難になったことから、10年ほど前から譲受人が耕作を行っています。譲受人は自園自製を行っているお茶農家で、申請地は他の畑と時期がずれるため労力の分散化が可能です。また、乗用摘採機を導入していることから規模の拡大については問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えまます。

会長 岩松地区35番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
岩松地区35番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長 次に、議案6ページの議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
富士地区38番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ富士地区38番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は県立富士高等学校の交差点から東に200mほど東に進んだところにある医療施設のすぐ東側です。譲受人はこの地区で複数の施設を運営している社会福祉法人です。申請地の西側にある、現在この法人が駐車場として使用しているスペースに障害者施設を建築するため、その代わりとなる駐車場として使用したいとのことで申請されています。現地を確認した際、雨水が隣接地に流れないか気になったため確認したところ、雨水が浸透するアスファルトで舗装し、浸透柵も設けるなど、敷地外に流出することがないように工事を行うとのことでした。何ら問題ないかと思いまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、農用地でありましたが、除外手続きが完了し、現在は第2種の農地と考えまます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えまます。

会長	<p>富士地区38番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士地区38番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区39番について事務局から説明願います。</p>
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区39番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	<p>申請地は中野の交差点から南に300mほど下がったところにある丁字路を少し東に入った住宅のすぐ隣で、コンクリート壁で仕切られた周辺より少し低い部分です。現地を確認したところ、植木と畑があり、小さい作業用の小屋がありました。農地にはあまり適していないと思われます。譲受人は近くの宗教法人で、庭などを改修する際に石などが出るため、そういったものを置いておく資材置場として使用したいとのことです。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	<p>本案件は、生産性の低い土地であることから、第2種の農地と考えます。 また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>大淵地区39番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区39番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区40番について事務局から説明願います。</p>
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区40番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	<p>申請地は新東名高速道路にかかる東落合橋から南に100mくらいのところにあります。譲受人は譲渡人が立ち上げた大型重機やダンプを所有する解体業を行う会社で、譲渡人が高齢化に伴い、今後のことを考えて会社に資材置場として譲り渡したいとのことです。代理人の行政書士と現地を確認しましたが、何ら問題ないかと思います。ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	次に、事務局から補足説明願います。

事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区40番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区40番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区41番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区41番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地はかたから明和園から東に100mほどのところにあります。譲受人は近くで建設業を行っている方で、事業拡大に伴い手狭になったため、駐車場及び資材置場を探していたそうです。譲渡人と譲受人は縁戚関係にあり、譲渡人が高齢化により耕作が困難になったこともあり、今回の申請に至ったとのこと。現地を確認したところ、周辺は住宅に囲まれており、農地として使用していくにはあまり適していないと思います。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区41番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区41番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、松野地区42番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ松野地区42番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は市道富士川由比線沿いで、新東名高速道路の清水へ抜けるトンネルの出入口付近です。譲渡人は近隣に住む3名の方で、譲受人は建設業を行って

いる法人で、ネクスコ中日本が発注する血流川の改修工事を行うために、申請地を借りて河川までの進入路として一時転用を行いたいとの申請です。この申請は昨年10月に許可されており、許可後工事が行われ、現在幅5mほどの進入路となっています。昨年の許可の際は1年の予定だったのですが、改修工事が県とネクスコの調整がつかず手つかずとなっていました。今月やっと調整が付き、工事が始められる状況となりましたが、前回の許可の期限を迎えてしまうため、再度許可を求めたいとのことです。工事自体は1年あれば終わる計画なのですが、余裕をもって2年の一時転用を希望されています。前回許可している案件であり、何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、生産性の低い土地であることから、第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 松野地区42番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
松野地区42番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長 次に、議案8ページの議第39号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。
事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案8ページ 朗読)

会長 事務局からの説明が終わりました。
このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。

会長 次に議案9ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局 はじめに議案9ページ、10ページをご覧ください。
報第54号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば賃貸借の解約ができますので、受理したことを

ご報告いたします。件数7件。

次に議案11ページから13ページをご覧ください。

報第55号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数10件。

次に議案14ページ、15ページをご覧ください。

報第56号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地等の利用状況について、現地を確認し、支障なかったことをご報告いたします。件数4件。

今月の報告案件については以上です。

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和4年10月11日

農業委員会会長

同委員

同委員